

湖南省議会議会報告会実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、湖南省議会基本条例（平成24年湖南省条例第16号）の規定に基づき、議会活動への市民理解を深めるために、市民と議会とが直接対話する機会として実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(開催回数及び時期)

第2条 定例の報告会は、年1回以上とする。ただし、臨時の報告会も開催できる。

2 開催時期は、議会改革推進特別委員会で決定する。

(報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動状況
- (2) 市民との懇談及び意見交換
- (3) その他重要と思われる事項

2 報告会においては、質疑応答を行うものとする。

(報告会での役割)

第4条 報告会における司会進行、報告、記録及び受付は、それぞれの班において協議し、調整する。なお、答弁は全員で行うものとする。

(編成及び構成)

第5条 報告会は、全議員が班編成で実施する。

2 班構成は、議員の居住地域を勘案し構成する。

3 各班の責任者は班長とする。

(報告会)

第6条 報告会は、2時間程度とし、次第についてはその都度協議する。

(資料)

第7条 報告会での配布資料は各会場共通とし、資料作成は分担を決めて行う。

(成果及び効果等)

第8条 報告会の成果・効果等の報告は、報告会終了後、議会改革推進特別委員会委員長が議長に文書により報告書を提出するものとする。

2 前項の報告書は議会だより及び市議会ホームページに掲載するものとする。

3 市行政に対する要望及び提言等で重要なものは、議長において取りまとめ、議長から市長等に対し照会し回答を求め、協議を行い、必要なものについては議会だより及び市議会ホームページで報告する。

(その他)

第9条 その他必要な事項については、議会改革推進特別委員会で決定する。

付 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。